

第5章 社会教育関係団体の進展

第1節 社会教育関係団体

1 青少年団体

昭和20年9月、文部省から発表された「新日本建設ノ教育方針」は、新しい青少年団体の姿を示した。ここでは、戦時中の強権に基づく中央統制の団体とせず、原則として郷土を中心とする青少年の自発活動、共励切磋の団体となるべきことを提唱した。

昭和20年9月、文部次官は「青少年団体設置要領」を地方長官あてに通牒した。これは、「新日本建設ノ教育方針」で示した趣旨をさらに具体化したものであり、青少年団体の組織、名称、年齢範囲、役割、運営、経費などについても言及したものであった。

戦前からの歴史をもつ青少年団体は、昭和21年から同24年にかけて再発足し、さらには、独自の目的を掲げた新しい青少年団体の創設がみられた。

昭和26年5月には、全国規模の青少年団体で構成する中央青少年団体連絡協議会（中青連）が設立され、構成団体等の連絡・提携を図り、青少年活動の発展を目指している。なお、平成2年4月16日に社団法人として認可された。平成18年現在会員団体は、(財)ボーイスカウト日本連盟、(社)ガールスカウト日本連盟、(社)全国子ども会連合会など24団体、会員団体の青少年総数は約1,100万人を数える。

(1) 青年団体

昭和22年5月、地域青年団の連合体として茨城県連合青年会が誕生し、同24年9月には、茨城県青年団体連絡協議会が新しい組織として誕生した。同25年度における市町村団の会員は76,662人、地区団による連合体の会員は11,137人、女子のみの青年団の会員は3,681人、計91,480人にのぼった。

戦後間もないこの時期の地域青年団は、民主的な地域づくりを新しい目標に掲げて運営が図られたが、中には伝統的若衆組織と大日本青少年団運営のなごりと社会の混迷による青年の生活目標の動揺などによって、民主的な組織運営が阻まれている団体も見受けられた。そこで、各都市で開催された青少年指導者研修会ではそれが課題として取り上げられ、解決の方途を見出すための努力が続けられた。やがて、地域青年団の活動は、終戦直後の演芸やスポーツのみのものから農業及び農村生活に関する研究や一般教養等の学習へと転換していった。

昭和26年の青年団員は75,178人と一時的に減少したが、構成としては25歳以下が94%、職業は農業が86%であった。

昭和28年には、各市の青年団はそれぞれ市青年団体連絡協議会を、町村団はそれぞれ郡青年団体連絡協議会を結成した。当年度の会員数は108,421人にのぼり、県内青年人口の2割を占めていた。

県青年団体連絡協議会は、同30年5月5日に三の丸小学校で開催された第7回総会において、茨城県青年団協議会と名称変更し、青年団の発展充実を目指した。

昭和30年代の地域青年会は、町村合併（336市町村が122市町村に）の影響や会員の欲

求の多様化に対応できないまま、同31年には58,693人と半減した。その傾向に平行して、新たに演劇・音楽等の団体の結成がめざましくなった（昭和31年、演劇団体28団体、音楽団体55団体）。同年12月15日、茨城県演劇団体協議会が結成され、各地で活発な活動が展開された。

県青年団協議会は、単位団の育成強化に努めるとともに、茨城県青少年団体指導者講習会、茨城県青年大会、茨城県成人祭、茨城県青年問題研究集会等を開催した。

その後、急激な社会構造の変化に伴い、団員は減少の一途をたどり、同36年には26,196人となった。

青年の社会活動の一環として、交通安全思想の普及を図り、交通安全対策に関する青年の積極的な活動を推進するため、昭和43年から50年までに、55市町村に55隊の交通安全青年隊を結成した。

昭和49年度からは、郷土の伝統文化の継承発展等を目指す「茨城の秋まつり」を開催するなど県民の注目を集める活発な活動を展開した。

しかしながら、社会構造の変化に伴う青年意識の変化や農村青年人口の著しい減少、地縁的な連帯意識の希薄化などにより、活動を推進していく上では厳しい環境となっていった。地域青年団の会員数は昭和50年10,085人、昭和60年3,647人、平成2年には1,668人と激減し、平成16年には470人となっている。

(2) 少年団体

(ア) ボーイスカウト

茨城におけるボーイスカウト運動は、昭和初期からの少年団活動をベースとして昭和26年5月に、日本ボーイスカウト茨城県連盟として、16隊（431名）をもって結成された。

日常生活に結びついた実践的訓練、指導者訓練、進級挑戦、合同キャンプ等活発な活動が展開された結果、昭和49年には86隊、2,677人となり、北海道千歳原で行われた第6回日本ジャンボリーには400人が参加するなど、その活動を充実させた。昭和53年からは、指導者育成5ヵ年計画をたて、成人指導者の育成にも努めた。

昭和56年には、ボーイスカウト活動の資金的援助活動を目的に、財団法人ボーイスカウト茨城県連盟維持財団が結成され、昭和58年度に加盟員がピークとなったが、以降減少傾向にある。

活動は、キャンプやハイキングなどの野外活動、募金や清掃・慰問などの奉仕活動、さらには国際交流活動など、班や組といった小グループでの活動を特徴としている。



茨城県キャンポリー大会の様子。(ボーイスカウト)
(平成17年)

(イ) ガールスカウト

ガールスカウトは「少女と若い女性が責任ある世界市民として、自ら考え行動できる人となる」ことを目指して活動している団体である。「心も身体も健康で、技術を持って人に役立つことが一番の幸せである」との理念に基づき、幸福になるためには目に見えないもの(誠実・勇気・友情・正義・時間など)を大事にするという考えのもと、キャンプなどの自然体験、国際交流、地域の方との交流、奉仕活動に楽しく取り組む中で、生きるための技術(考える力、行動する力、問題を解決する力)を育んでいる。

日本での運動は戦後の日本の新しい歩みと並行し、その時代時代に応じた少女のための教育プログラムを作り、今日まで85年余りの歴史を重ねてきた。

茨城では昭和23年に4個団が活動を開始し、翌年に10個団が加わったが、順次休団し、昭和29年には全団活動休止となった。昭和31年、第13団が活動を再開し、各地に次々と復活、昭和51年に11個団で(社)ガールスカウト日本連盟茨城県支部が設立された。会員数は昭和62年に2,608人を数え、平成18年度は39個団約2,000人が活動している。各団の活動のほか、イギリス・韓国等への海外研修や広島県・沖縄県・北海道研修等の支部事業も継続して展開している。平成18年度支部設立30周年を迎えた。



ガールスカウト活動(県支部事業)の様子。(平成17年)

(ウ) 青少年赤十字(J R C : Junior Red Cross)

大正13年、本県初の青少年赤十字加盟校が誕生した。現在は、幼稚園・保育園から

小学校・中学校・高等学校まで341校が加盟し、メンバー数は約7万人を超える。

青少年赤十字では、特に、自分と他人の命と健康への関心を育てる「健康・安全」活動、社会や世界の一員としての責任と自覚を育てる「奉仕」活動、そして異なった文化や習慣を越えて世界の仲間と仲良く生きる力を育てる「国際理解・親善」活動の三つの実践目標を活動の柱とし、児童生徒と教師、学校の主体性のもと様々な活動が行われている。

具体的には、グリーンキャンペーン、各種募金活動、福祉施設訪問、献血協力、海外JRCとの交流等の活動を行っている。



モンゴルJRCメンバーとの交流の様子。(平成17年)

(I) 茨城県海洋少年団

海洋少年団は、昭和44年1月26日旧那珂湊市において発足した。したがって、歴史も浅く団員数も少ないが、目的に合った活発な活動が展開されてきた。なお、旧総和町にも昭和54年度に団が結成され連合会に加入した。

この海洋少年団は、少年少女に対し海に親しむ機会を与え、海洋思想を普及し、海洋に関する科学的知識と海上生活に必要な技術を身につけ、団体生活の規律をとおりして社会的徳性を陶冶し、あわせて国際親善に寄与する海洋国民を育成することを目的としている。

また、団員研修(知識、手旗、カッター等)、社会奉仕活動、体験航海、水泳訓練、広報活動等海洋に関する幅広い活動が実施されてきた。

さらに、指導者による茨城県海洋少年団育成連合会が組織され、運営、育成・指導に当たってきたが、現在、那珂湊団、日立団ともに休団となっている。



カッターボート訓練の様子。(平成5年)

(オ) 高校生会

本県で最初の高校生会は昭和28年に結成された。高校生会は、地域の年少指導者として、子ども会活動・清掃美化活動・福祉施設訪問等のボランティア活動をしており、公私立高等学校に在籍する者で市町村単位に組織されている。

その活動は地域から期待されるものであるが、社会の変化や高校生の意識の変容等により、会員の減少化傾向が見られる。会員数は昭和60年代に最も多く、その後増減しながら、平成17年度現在で622人となっている。

(カ) 茨城県子ども会育成連合会

昭和21年10月7日、文部省は各地方長官あてに「青少年不良化防止対策要綱」を通知し、「終戦後、思想の混迷、経済活動の逼迫に伴い、最近青少年の犯罪が増加し、しかも悪性の度を加えつつあることは極めて憂慮すべき問題」であるとし、地域において実施すべき事業を示した。同年10月9日、社会教育局長から「児童愛護班結成活動に関する通知」が出され、また昭和23年11月には厚生省児童局が「児童指導班結成及び運営要綱」を作成して各都道府県にその結成を指示した。県においては児童福祉関係課が設置を奨励し、組織化を進める中で、PTA、婦人会員、青年会員その他有志者を指導者として、集団生活を通して社会性を養い、子どもの時代を子どもらしく生活させることを目指して「子ども会」が結成され、各地域で活動が始まった。

昭和29年には子ども会数1,662団体、後援会数662団体と急激に増加し、地域を越えた活動の必要性が高まり、昭和30年4月2日、茨城県子供会指導者連絡協議会が結成された。

昭和41年には県の青少年室が子ども会活動を促進するため「茨城県子ども会育成基準」を制定した。昭和43年5月28日に、茨城県子ども会育成連合会と名称が改正された。

昭和42年から63年までの21年間、子ども会活動の理解充実のため、A・B・Cの3隊編成による「子ども会キャラバン隊」が、夏休み期間、県内市町村延べ384カ所を巡回し、子ども会員、育成者、指導者に対して実践指導に当たり、現在の全国トップクラスの会員数の基礎作りをした。

その他の事業として、茨子連基幹指導者養成講習会、中・高生を対象に子ども会指導に必要な知識や技術を研修するジュニア・リーダーの養成を行い、その実践活動として平成4年から平成12年まで「たくましく冬の磐梯ふれあい列車」(国立磐梯青年の家)を、平成13年より「大好き子ども会リーダー8・8大会」(県立白浜少年自然の家)を実施している。その中ではより質の高いジュニア・リーダー、指導者のレベルアップを考慮した事業展開をしている。

昭和60年に子ども会数5,853、会員数386,273人となりピークを迎えた後は減少傾向にあり、平成18年3月現在4,956団体、271,563人となっている。

茨城県子ども会育成連合会は、これまで以上に子ども会本来の地域活動と学校やPTAとの連携を深めていく必要があることから平成15年度から生涯学習課の所管とな

った。平成17年に発足50周年を迎え、記念大会が行われた。

平成18年4月、保険業法改正により、社団法人全国子ども会連合会、全国子ども会安全会の「茨城県支部」となった。



発足50周年を迎えた茨城県子ども会育成連合会の「大好き子ども会リーダー8・8大会」で撮影。
(平成17年)

2 P T A

第一次米国教育使節団報告書は、一般的な意味での両親と教師による活動の必要性を勧告した。また、民間情報局(C I E)から直接的な指示があったりした結果、文部省は昭和22年3月、「父母と先生の会 - 教育民主化の手引き」を、翌23年に「父母と先生の会参考規約」を作成、配布した。その後P T Aは急速に普及し、昭和25年には全国小中高校の98%に結成された。さらに社会教育審議会は、昭和29年2月に『小学校の「父母と先生の会(P T A)」参考規約』の改訂版を、また、昭和42年6月には、社会教育審議会が「父母と先生の会のあり方について」の報告を行った。

本県においては、昭和21年度より単位P T Aが結成され、小学校18団体、中学校3団体が発足、昭和23年度には茨城県高等学校P T A連合会が結成され、その後各都市、部会連絡協議会が結成され、昭和24年には茨城県P T A連絡協議会が小中都市P T A連絡協議会と茨城県高等学校P T A連合会により設立される(規約の発効は同29年から)など、急速に進展、ほとんどの学校に結成されるようになった。

新しい時代の教育の基盤としてP T Aの堅実な発展が期待され、関係者の深い理解とたゆまざる努力によって、26年までのわずか4年の間に810P T Aが発足した。

昭和26年度の調査によると次の通りである。

○団体数：P T Aの数、()内は学校数

幼稚園10(11)，小学校406(535)，中学校234(354)，小中合同110，高等学校50(49)・・・計810団体

○会員数：()内は父母総数に対する%

幼稚園1,311人(100%)，小学校148,812人(93%)，中学校93,585人(96.8%)，
小学校57,384人(94.1%)，高等学校36,287人(99.9%)・・・計337,379人

昭和40年代には、P T Aの活動目標を定め、P T A本来の活動をめざした学級・講座の開設、ブロック別指導者研修会の開催、モデルP T Aの育成、家庭教育研究集会、校外生活補導研究集会の開催等が行われた。

昭和40年には、茨城県国公立幼稚園P T A連絡協議会が設立された。また同年から、茨城県P T A連絡協議会の家庭教育事例集「愛の記録」が発刊された。

昭和42年6月には社会教育審議会から「父母と先生の会のあり方について」報告がなされ、PTAの在り方について「父母と先生の会(PTA)は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である」と規定された。

昭和47年には、茨城県高等学校PTA連合会が茨城県PTA連絡協議会から退会し、PTA連絡協議会は小中PTAのみの組織となった。なお、同年、茨城県高等学校PTA生徒指導委員連絡協議会が結成された。

昭和55年度の調査(55.11.1)によると、PTAは総数1,129団体、478,072人の社会教育関係団体で最も大きなものとなっている。その内訳は幼稚園238団体、小学校567団体、中学校201団体、全日制高校93団体、特殊学校11団体、定時制高校3団体、私立高校16団体となっている。

昭和50年代頃からは「学習するPTA」「実践するPTA」を目指した活動が展開された。

活動内容としては、子どもが心身ともに健全な成長を図ることを基本としながら、そのための課題を見つけ、改善するための活動を展開してきた。事業としてはPTA指導者地区別研修会等の開催を中心としながら、社会の変化や時代に即した活動として、家庭教育の充実や有害環境の浄化、交通安全指導など様々な活動に取り組んでいる。

なお、平成3年には、学校週5日制を前に、PTA活動の活発化に備え、茨城県PTA安全互助会が発足した。また、平成10年にはPTA発足50周年を迎え記念事業が行われた。さらに、平成15年には組織の効率化のため、高等学校PTA連合会と高等学校PTA生徒指導委員連絡協議会が統合された。



茨城県PTA連絡協議会会員が一同に会し、PTAの充実と発展を期すため開催している茨城県PTA振興大会の様子。(平成18年)

3 茨城県地域女性団体連絡会

昭和20年11月、文部省は、「婦人教養施設ノ育成強化二関スル件」についての社会教育局長通牒において、地域に基盤を置いた隣保共和を基調とする自主的教養訓練機関として婦人団体を結成することを促した。地域婦人会は結成が急速に進み、昭和25年には会員数が全国で620万人に達した。また、青少年団体と同様に、戦前からの歴史を持つ婦人団体も

再発足し、さらには、独自の目的を掲げた新しい婦人団体の創立が見られた。

本県の地域婦人会は、昭和23年に新しい構想により発足し、昭和25年には県下の全ての市町村に373団体(185,979人)が結成され、県婦人有権者総数の33%を占めるに至った。

婦人の地位向上が戦後の大きな課題として取り上げられ、昭和27年には全国地域婦人団体連絡協議会へ加盟、昭和29年には「茨城婦人の歌」を制定、地域性と自主性を尊重しながら研究開催など積極的に推進した。昭和30年度には、初めて郡市代表2名の参加による代表者会議や、各種運営委員会の設置等、婦人団体の組織の基盤が固められた。昭和31年度における会員(185,831人)の年代別構成は、20歳～39歳は38%、40歳～59歳は58%、60歳以上は4%である。この年、新生活運動を進め、蚊とハエのいない町を目指した活動が展開された。さらに茨城婦人の歌うつどいは昭和32年から49年まで継続された。

また、広報「いばらき婦人」(後に「いばらき女性」)が昭和38年12月に発刊された。さらに、昭和43年度から昭和58年度まで、生活課題を研究協議し、実践活動を推進するために「生活の合理化を考える婦人のつどい」を開催した。

昭和48年度(会員数97,015人)は、花とほうきの県民運動の一環としてフラワーロード・花壇づくりに組織をあげて努力し、地域環境の美化に成果をあげた。さらに、昭和49年度国民体育大会には集団演技者として、また接待係等として各地域で活躍した。

昭和52年度(会員数84,840人)、第25回全国地域婦人団体研究大会茨城大会を開催した。

平成8年(会員数38,887人)、茨城県地域婦人団体連絡会は茨城県地域女性団体連絡会と改称した。また、平成10年(会員数34,659人)には創立50周年を迎え、記念誌「地域をつむいで」を発刊した。

会員数は、会員の高齢化とともに年々減少しているが、ここ数年は、活動を次世代に引き継ぐため、若い母親を対象とした子育て支援策に力を入れ、若い会員も増えてきている。また、男女の出会いの場の創出(平成14年～17年)や環境問題をテーマにした植林活動など、住みよい地域社会づくりに向けた事業に取り組んでいる。



子育て支援事業に取り組む会員の様子。(平成18年)

4 茨城県社会教育委員連絡協議会

社会教育委員連絡協議会は、社会教育法に基づいて設置された社会教育委員が相互の連絡提携を図りながら、社会教育行政の振興発展に寄与する目的をもって昭和39年1月21日に結成され、県及び県内市町村の社会教育委員で組織される。

平成8年10月、全国社会教育研究大会茨城大会を開催した。



市町村社会教育委員間の緊密な連絡組織が必要との気運が盛り上がった結果、茨城県社会教育委員連絡協議会の結成が実現した。（昭和39年）

5 茨城県公民館連絡協議会

公民館連絡協議会は、各郡市公民館連絡協議会相互の連絡提携を図るとともに、公民館活動の一層の向上発展を願って、昭和26年10月29日に発足した。この協議会は、全国公民館連合会につながっており、中央での予算陳情などを行ってきた。現在は、県内5教育事務所単位に地区協議会を設置し、ブロック研修を実施し、公民館の内容改善、職員の資質の向上に向けた活動を展開している。

6 茨城県視聴覚教育振興会

昭和23年、文部省通達の発社103号で、米国の16ミリ発声映写機（ナトコ）の受け入れの基本的姿勢が提案されたので、学社一体となってナトコの受け入れと運営を目指して、各郡市に視聴覚教育研究会等が結成され、10月には各郡市代表者が集まり、茨城県視聴覚教育連絡協議会（後に茨城県視聴覚教育振興会と改称）を結成した。当初の事業は主にナトコの活用にあったが、同時に指導者の養成にも力を注いだ。その後、8ミリシネ講習会、8ミリシネコンクール、自作スライド講習会、指導者の各種研修会、地方教育映画祭等を行ってきた。

昭和50年代には、視聴覚ライブラリー整備促進のための視聴覚ライブラリー研究協議会、放送利用促進のための地区別放送利用の研究会、放送利用研究市町村の委嘱、自作教材制作のためのVTR、TPの教材制作講習会等を実施した。また、16ミリ映写機操作認定証講習会や視聴覚教育指導者研修等の研修会において、振興会の会員が講師となった。

昭和60年代頃以降、ビデオ、パソコン、ワープロなど、ニューメディアを含めた視聴覚機器の実技講習会を県内各地で開催するほか、県外研修視察等を行ってきた。また、自作視聴覚教材発表会等を開催し現在に至る。



委員会に併せて開催した視聴覚ライブラリーの在り方に関する研修会の様子。（平成18年）

7 ダイナミックいばらき協会

昭和30年，(財)新生活運動協会が設立されたのに引き続き，昭和31年「茨城県新生活運動推進協議会」が発足し，当初は主として衣食住，冠婚葬祭，保健衛生などの「生活改善運動」を始めた。その後，明るく住みよい郷土づくりを目指し，「明るい職場づくり運動」「花いっぱい運動」などを展開，「新しいコミュニティづくり運動」を加え，30数年余りに渡って実践・啓発活動を続けた。

平成2年5月に「ダイナミックいばらき協会」と会名を変更し，新生活運動の精神を受け継ぎつつ，時代の変化に対応した事業内容の拡充・深化を目指し運動を展開，平成13年1月に「大好き いばらき 県民会議」と合流した。



生活学校運動，明るい職場づくり運動，新しい村町づくり運動などの新生活運動が徐々に盛り上がる中，生活学校代表，各種団体代表，医師会・学会代表など約500名が集まり，県生活学校大会が開催された。(昭和48年)

第 2 節 社会教育関係団体への援助と連携

昭和23年7月の「地方における社会教育団体の組織について」(社会教育局長名)は、社会教育関係団体に官公庁依存の態度があることを指摘し、これらの団体が自主的に運営されるべきことを求め、また、都道府県がこれらの団体に対して金銭的な援助を行うことを禁じた。

昭和24年に制定された社会教育法では、その第13条において「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない」と規定した。昭和32年5月の社会教育法の一部改正により、附則第6項として、「第13条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行う補助に関しては、当分の間、適用しないものとする」が加えられた。

昭和34年4月の社会教育法の一部改正により、同法第13条は「国または地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては、文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあっては、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない」と改められ、社会教育関係団体に対して補助金を交付することができることとされた。

各種の社会教育関係団体は、それぞれ創意のもとに独自の活動を展開し、わが国の社会教育の枢要な担い手として進展をみてきた。それらの活動の内容も多彩であり、学習活動や指導者育成などに力が注がれるとともに、社会的な動きを反映して、国際交流その他国際的な事業への積極的な取り組み、あるいは地域サービスなどボランティア活動の拡大等がみられるようになった。

県は、これらの活動に対し、求めに応じて専門的、技術的な指導、助言、資料その他情報の提供、財政的援助、社会教育施設の整備等による活動の場の提供、あるいは団体相互間の交流の機会の提供などを通じて助力してきた。

近年では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、NPO等公益性の高い活動を行う団体の重要性が認識され、平成10年12月には特定非営利活動促進法が施行された。少子・高齢社会の到来など社会情勢の大きな変化や、価値観が複雑・多様化する中で、自主性、柔軟性、機敏性などを行動原理とするNPOは、行政、企業と並ぶ第3のセクターとして重要な役割を果たすものと認識され、本県においても平成12年に改定した茨城県長期総合計画において、県民、企業、NPOなど多様な主体との連携・協働のもと、地域社会づくりを目指すことが県政運営の指針とされた。特に、NPOの活動分野として、社会教育や子どもの健全育成、まちづくり等が規定されており、活動団体数も多いことから、NPOとの連携・協働を推進する一方、広くNPO等民間団体との連携、協力による地域教育力の活性化が課題となっている。